

令和4年3月7日

生徒・保護者 各位

福島県立白河旭高等学校長

新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底について（お知らせ）

日頃より、本校の教育活動に対しまして、ご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、3月4日開催の県対策本部員会議において、県内全域における「まん延防止等重点措置」を解除し、県独自対策として「感染拡大防止重点対策」が令和4年3月31日（木）まで実施することが示されました。

つきましては、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準における対応を“レベル2”とし、本校では、下記のとおり感染症対策を徹底した上で学習活動を実施しますので、引き続きご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせいたします。

記

- 1 対象期間 令和4年3月7日（月）から3月31日（木）まで
- 2 対象期間における対応
 - (1) 感染リスクの高い学習活動（部活動において実施する場合を含む）については、停止します。
 - (2) 感染拡大地域（緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域）との不要不急の往来を控えます。ただし、全国大会や進路に係る活動などやむを得ない事情による場合は、感染拡大地域との往来を可能とするが、往来後2週間の健康観察を徹底します。
 - (3) 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は停止します。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は大会及び県大会での宿泊は可能とするが、参加人数を最小限にするなど感染症対策を徹底します。
 - (4) 部活動における他校との練習試合や合同練習会は、可能な限り感染症対策を行った上で徐々に実施します。ただし、発熱等の体調不良者が発生した場合は、躊躇せず中止します。
 - (5) 学校内における感染症対策について
 - ① 健康観察を徹底します。
 - ② 昼食時は、対面にしない、会話を控える、換気を強化します。
 - ③ 教室や職員室等の換気を、常時または定期的実施します。
 - ④ マスクの着用、手指消毒を徹底します。
 - (6) 家庭における基本的な感染症対策について
 - ① 生徒の同居家族に発熱等の症状が見られる場合も出席停止の措置をとります。
 - ② 家庭内の衛生環境の保持に努め、規則正しい生活を心がけてください。
- 3 その他
 - ・今後の対応や予定の変更等については、学校HPや一斉メール等で随時連絡します。

（事務担当 教頭 Tel 0248-22-2535）

感染拡大防止重点対策

(特措法第24条第9項に基づく要請)
令和4年3月4日改定 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

ポイント1

子どもを感染から守る

保護者

- ・登校前にご家庭で、**検温を始め体調確認**をお願いします。
症状があるときは登校は控えてください。
- ・ご家族に、感染者が確認された場合は、家族内の**児童・生徒が通う学校**を始め、関係する施設に**速やかに連絡**してください。

各学校・幼稚園・
保育所・
認定こども園・
放課後
児童クラブ・
学習塾・
スポーツ団体等

- ・学習活動中を始め、登下校中・休憩時間・放課後・その他の活動で**基本的な感染防止対策の徹底**を指導してください。
○不織布マスクの正しい着用 ○人との距離の確保(できるだけ2m)
○こまめな換気(対角線上の窓を開けるなど) ○複合的な対策の実施
- ・**感染リスクの高い学習活動(部活動を含む)**や**宿泊を伴う学校行事等は停止**してください。
- ・**体調不良の児童・生徒は、無理をさせず帰宅**させてください。
- ・**先生や指導者の方も、体調管理の徹底**をお願いします。

「感染対策一斉点検」「ご家庭でもコロナ感染対策チェック」をお願いします。22

感染拡大防止のための基本対策

令和4年3月4日改定 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 一人ひとり**基本的な感染対策を徹底**してください。



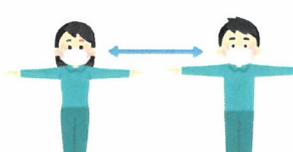
外出時や会話するときには、**マスクを正しく着用**しましょう。
※**不織布マスクを推奨**



こまめな手洗い、手指消毒を徹底しましょう。



窓を開けるなどして、**こまめに換気**をしましょう。



人との間隔は、できるだけ2m取りましょう。

2 **症状がある場合は登校・出勤を控え、早めに受診**してください。



かかりつけ医や診療検査医療機関に相談してください。

かかりつけ医がない場合やどこに相談してよいか分からない場合は
受診・相談センター(Tel.0120-567-747)

福島県 診療検査医療機関

検索 🔍